

立川市物品契約事務に関する業者の指名等についての基準

第1 業者選定 立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号。以下「規則」という。）

第29条及び第30条による。

1 予定価格及び業者数

指名する業者の数は、おおむね次の表に掲げる予定価格の区分に応じ、同表に定める業者数とする。ただし、登録業者数不足の場合は、この限りでない。

予 定 価 格	契 約 方 法	業者数 () はそのうち市外業者数
2,000万円超	入 札	10社以上(1)
1,000万円超～2,000万円	〃	8〃(1)
500万円超～1,000万円	〃	7〃(1)
80万円超～ 500万円	〃	5〃(1)
50万円超～ 80万円	見積合せ	4〃
2万円超～ 50万円	〃	2～3〃
2万円以下	〃	1～3〃

2 指名業者の指定

業者選定にあたっては、規則第22条の規定に基づき、競争入札参加資格を得た者から、次の各号に掲げる事項に留意し選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無、その他信用状態
- (2) 市内業者を優先
- (3) 中小企業者に配慮
- (4) 納入実績・技術力
- (5) 立川市競争入札参加停止基準

第2 見積書の徴し方

見積書は、FAXによる依頼により徴するものとする。ただし、必要に応じて適切な方法を取ることができる。

第3 削除

附 則

- 1 この取扱いは、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 物品契約事務における業者選定等については、廃止する。

附 則

この基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。